

改 正 後	現 行
<p>⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p> <p>(3) 特別地域加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の1の注4の特別地域加算については、第2の2の(1)の⑩の規定を準用する。</p> <p>(4) ピアサポート体制加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の2のピアサポート体制加算については、第二の3の(7)の④の規定を適用する。この場合において「サービス管理責任者又は地域生活支援員」とあるのは、「指定地域定着支援従事者」と、「指定地域定着支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援助事業所」と読み替えるものとする。</p> <p>(5) 日常生活支援情報提供加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の3の日常生活支援情報提供加算については、第2の3の(7)の⑨の規定を準用する。</p> <p>(6) 居住支援連携体制加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の4の居住支援連携体制加算については、第2の3の(7)の⑩の規定を準用する。</p> <p>(7) 地域居住支援体制強化推進加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の5の地域居住支援体制強化推進加算については、第2の3の(7)の⑪の規定を準用する。</p>	<p>あること。 <u>(新設)</u></p> <p>(3) 特別地域加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の4の特別地域加算については、第2の2の(1)の⑩の規定を準用する。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基

325

改 正 後	現 行
<p>づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第125号。以下「計画相談支援報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 計画相談支援費の算定について</p> <p>(1) 基本的な取扱いについて 指定計画相談支援の提供に当たっては、計画相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p>	<p>第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第125号。以下「計画相談支援報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 計画相談支援費の算定について</p> <p>(1) 基本的な取扱いについて 指定計画相談支援の提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「計画相談支援基準」という。）に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 指定サービス利用支援</p> <p>(一) サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等（第15条第2項第6号）</p> <p>(二) サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意（同項第9号及び第12号）</p> <p>(三) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付（同項第10号及び第13号）</p> <p>(四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第11号）</p> <p>② 指定継続サービス利用支援</p> <p>(一) 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者</p>

326

改 正 後	現 行
<p>③ <u>機能強化型サービス利用支援費(機能強化型継続サービス利用支援費)の取扱いについて</u></p> <p>(一) <u>趣旨</u></p> <p><u>機能強化型サービス利用支援費は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。</u></p> <p>(二) <u>基本的取扱方針</u></p> <p><u>当該報酬の対象となる事業所は、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること</u> ・ <u>常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されているほか、協議会との連携や参画が強く望まれるものである。</u> <p><u>本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</u></p> <p>(三) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省</u></p>	<p>への面接等(同条第3項第2号)</p> <p>(二) サービス等利用計画の変更についての①の(一)から(四)までに準じた手続の実施(同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第11号から第13号まで)</p> <p>(新設)</p>

327

改 正 後	現 行
<p>告示第180号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。)の具体的運用方針</p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。</u></p> <p>乙 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)について</p> <p>(ア) (1)関係</p> <p><u>一體的に管理運営を行うとは、次の要件を満たすものでなければならないこと。また、当該報酬については、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取組をすることとし、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件については、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。</u></p> <p>a 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。</p> <p>b 厚生労働大臣が定める基準第1号イの(1)の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること。</p> <p>c 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。</p> <p>(イ) (1)の(1)関係</p> <p><u>「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。</u></p>	

328

改 正 後	現 行
<p>a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</p> <p>(a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針</p> <p>(b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策</p> <p>(c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況</p> <p>(d) 保健医療及び福祉に関する諸制度</p> <p>(e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術</p> <p>(f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</p> <p>(g) その他必要な事項</p> <p>b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。</p> <p>c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</p> <p>なお、一体的に管理運営を行う事業所であってア(ア)cに定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。</p> <p>(ウ) (1)の(i)関係</p> <p>24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能である。</p>	

329

改 正 後	現 行
<p>こと。</p> <p>(エ) (1)の(i)関係</p> <p>相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」という。）を修了した相談支援専門員の同行による研修については、当該相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>なお、一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行う必要がある。</p> <p>(オ) (1)の(i)関係</p> <p>機能強化型サービス利用支援費算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。</p> <p>(カ) (1)の(i)関係</p> <p>一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、指定基準第19条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。</p> <p>なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。</p>	

330

改 正 後	現 行
<p>(キ) (1)の(イ)関係</p> <p>当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、3名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>(ク) (1)の(イ)関係</p> <p>当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ1名以上配置していること。</p> <p>(ケ) (1)の(イ)関係</p> <p>取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれぞれ40件未満であること。</p> <p>また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値（以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。）を、当該指</p>	

331

改 正 後	現 行
<p>定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。</p> <p>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。</p> <p>(コ) (2)関係</p> <p>アの（ア）に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあっては、厚生労働大臣が定める基準第1号イの(2)の(一)及び(三)については、アの（イ）～（オ）及び（ケ）の規定を適用すること。</p> <p>厚生労働大臣が定める基準第1号イの(2)の(二)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</p> <p>ただし、3名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>イ 機能強化型サービス利用支援費(II)について</p>	

332

改 正 後	現 行
<p>厚生労働大臣が定める基準第1号ロの(1)の(二)については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</p> <p>ただし、2名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>なお、厚生労働大臣が定める基準第1号ロの(1)の(一)については、アの(イ)～(カ)まで、(ク)及び(ケ)の規定を準用すること。</p> <p>厚生労働大臣が定める基準第1号ロの(2)の(三)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</p> <p>ただし、2名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業</p>	

333

改 正 後	現 行
<p>所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>ウ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について</p> <p>厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(1)の(二)については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</p> <p>ただし、現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障ないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>なお、厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(1)の(一)については、アの(イ)、(エ)～(カ)まで及び(ケ)の規定を準用すること。</p> <p>厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(2)の(三)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</p>	

334

改 正 後	現 行
<p>ただし、現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>五 機能強化型サービス利用支援費(IV)について</p> <p>厚生労働大臣が定める基準第1号ニの(2)については、専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が現任研修を修了した常勤の相談支援専門員であること。</p> <p>厚生労働大臣が定める基準第1号ニの(1)については、アの(イ)、(エ)、(オ)及び(ケ)の規定を適用すること。</p> <p>なお、機能強化型継続サービス利用支援費の取扱いについても同様である。</p> <p>(2) 取扱件数の取扱いについて (削る)</p>	

335

改 正 後	現 行
<p>(1)により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定期におけるサービス利用支援費(II)又は継続サービス利用支援費(II)を適用する件数となる。</p>	<p>員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。</p> <p>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。</p> <p>上記方法により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定期におけるサービス利用支援費(II)又は継続サービス利用支援費(II)を適用する件数となる。</p> <p>(3) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて</p> <p>サービス利用支援費(I)又は(II)及び継続サービス利用支援費(I)又は(II)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、(2)において算定した件数分について、サービス利用支援費(II)又は継続サービス利用支援費(II)を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費(I)又は継続サービス利用支援費(I)を割り当てること。</p> <p>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p> <p>(4) 継続サービス利用支援費の算定期の取扱いについて</p>

336

改 正 後	現 行
	<p>継続サービス利用支援費については、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間を踏まえ、市町村が障害者の心身の状況等を勘査して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できること。</p> <p>(5) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱いについて 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行う場合には、児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の報酬が算定されるため、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>(6) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合について 計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。 なお、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等に当たつ</p>

337

改 正 後	現 行
<p>4 初回加算の取扱いについて 初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。</p> <p>(3) 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月</p>	<p>て指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとする。</p> <p>(7) 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱いについて 計画相談支援報酬告示1の注6から8までの居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算については、1人の相談支援専門員が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算するものであること。</p> <p>2 特別地域加算の取扱いについて 計画相談支援報酬告示1の注9の特別地域加算については、第2の2の(1)の(i)の規定を準用する。</p> <p>3 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 計画相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、第2の2の(1)の(ii)の規定を準用する。</p> <p>4 初回加算の取扱いについて 初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。</p> <p>(1) 新規にサービス等利用計画を作成する場合 (2) 計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合 (新設)</p>

338

改 正 後	現 行
<p><u>が経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合</u></p> <p>なお、上記（3）の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算するものである。</p> <p>ただし、初回加算の算定期間から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。</p> <p><u>5 主任相談支援専門員配置加算について</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p>当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。</p> <p><u>(2) 算定期にあたっての留意事項</u></p> <p>当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定期に算定できるものである。</p> <p>なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。</p>	(新設)

339

改 正 後	現 行
<p><u>ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催</u></p> <p><u>イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施</u></p> <p><u>ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言</u></p> <p><u>エ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加</u></p> <p><u>(3) 手続</u></p> <p>この加算を算定期に算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>5 特定事業所加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p>特定事業所加算制度は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。</p> <p><u>(2) 基本的取扱方針</u></p> <p>当該加算の対象となる事業所は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立し 	

340

改 正 後	現 行
	<p><u>た事業所であること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な相談支援事業所であること <p>が必要となるものである。</p> <p>本加算については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを中心とした質の高いマネジメントを行うという特定事業所の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第180号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）の具体的運用方針</p> <p>厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。</p> <p>① 特定事業所加算(Ⅰ)について</p> <p>ア (1)関係</p> <p>常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。ただし、3名（主任相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p>

341

改 正 後	現 行
	<p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>イ (2)関係</p> <p>「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。</p> <p>(一) 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</p> <p>ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針</p> <p>イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策</p> <p>ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況</p> <p>エ 保健医療及び福祉に関する諸制度</p> <p>オ アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術</p> <p>カ 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</p> <p>キ その他必要な事項</p> <p>(二) 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。</p> <p>(三) 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</p>

342

改 正 後	現 行
	<p>ウ (3)関係 <u>24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。</u></p> <p>エ (4)関係 <u>主任相談支援専門員の同行による研修については、主任相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</u></p> <p>オ (5)関係 <u>特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。</u></p> <p>カ (7)関係 <u>取扱件数については、第4の1の(2)と同様である。</u></p> <p>② 特定事業所加算(II)について <u>厚生労働大臣が定める基準第2号ロの(2)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、3名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p>

343

改 正 後	現 行
	<p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>なお、厚生労働大臣が定める基準第2号ロの(1)及び(3)については、①のイ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとする。</p> <p>③ 特定事業所加算(III)について <u>厚生労働大臣が定める基準第2号ハの(3)については、常勤かつ専従の相談支援専門員3名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、2名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>なお、厚生労働大臣が定める基準第2号ハの(1)及び(2)については、①のイ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとする。</p>

344

改 正 後	現 行
6 入院時情報連携加算の取扱いについて	<p>④ <u>特定事業所加算(IV)について</u></p> <p>厚生労働大臣が定める基準第2号ニの(3)については、常勤かつ専従の相談支援専門員2名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所又は同一敷地内にある指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所の職務への従事を主たる業務とした上で、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>なお、厚生労働大臣が定める基準第2号ニの(1)及び(2)については、①のイ及びエ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとする。</p> <p>(4) 手続</p> <p>本加算を取得した特定相談支援事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合には、提出しなければならない。</p>

345

改 正 後	現 行
(3) 手続	<p>6 入院時情報連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>計画相談支援報酬告示の5の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の心身の状況（例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的な状況及びサービスの利用状況をいう。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、次に掲げる区分に応じ、利用者1人につき1月に1回を限度として算定する。</p> <p>① 入院時情報連携加算(Ⅰ)</p> <p>医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>② 入院時情報連携加算(Ⅱ)</p> <p>①以外の方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>(3) 手続</p> <p>情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録（基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。）を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合には、提出しなければならない。なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられる。</p>

7 退院・退所加算の取扱いについて

7 退院・退所加算の取扱いについて

346

改 正 後	現 行
<p>(3) 手続</p> <p>退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>	<p>(1) 趣旨</p> <p>病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていた利用者が退院、退所し、障害福祉サービス又は地域相談支援(以下、第4において「障害福祉サービス等」という。)を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できない。</p> <p>なお、利用者に関する必要な情報とは、第4の6の(1)の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮すべき事項の有無及びその内容をいう。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて3回分を限度に加算を算定できるものであること。</p> <p>(3) 手続</p> <p>退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>

347

改 正 後	現 行
<p><u>(削る)</u></p> <p>8 居宅介護支援事業所等連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等(以下「関係機関」という。)へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、情報提供を行い支援内容の検討等に協力する場合、居宅等への月2回以上の訪問による面接を行った場合、関係機関が開催する会議への参加を行った場合のいずれかの場合において、所定単位数を加算する。</p> <p>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の中(1)及び(4)の「必要な情報の提供」は文書(この目的のために作成した文書に限る)によるものをいう。</p> <p>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の中(1)の「作成等に協力する場合」、同(4)の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所(以下「指定居宅介護支援事業所等」という。)の介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員に対して説明を行った場合等をいう。</p>	<p>ならない。</p> <p>ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない。</p> <p>8 居宅介護支援事業所等連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合において、当該利用者を担当している相談支援専門員が、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所(以下「指定居宅介護支援事業所等」という。)に出向く等により、指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員による居宅サービス計画等の作成に協力を行った場合に、加算するものである。</p> <p>ここでいう「作成に協力を行った場合」とは、具体的には、指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員に対して説明を行った場合等をいう。</p>

348

改 正 後	現 行
<p>該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいう。</p> <p><u>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(2)及び(5)の「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいう。</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、(1)記載の場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(1)から(6)までのそれぞれに定める単位数(それぞれ2回を限度とする)を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。</p> <p>例えば、計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援(以下「指定居宅介護支援等」という。)の利用を開始するあたり、1月に居宅等を2回以上訪問し、面接を行いかつ、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。</p> <p>ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。</p> <p>また、当該加算は、利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始する場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるもの</p>	<p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算を算定した利用者に係る居宅サービス計画等の作成を行った指定居宅介護支援事業所等において、6月以内に再度同一の利用者に関して当該加算を算定することはできないことに留意すること。</p> <p>また、当該加算は、利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の利用を開始する場合にのみ算定できるものである。</p>

349

改 正 後	現 行
<p>である。</p> <p><u>ただし、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない。</u></p> <p>(3) 手続</p> <p>① <u>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(1)及び(4)を算定する場合は第4の6の(3)の規定を準用する。</u></p> <p>② <u>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(2)及び(5)を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u></p> <p>③ <u>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(3)及び(6)を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u></p>	<p>(3) 手続</p> <p><u>第4の6の(3)の規定を準用する。</u></p>

9 医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて

(1) 趣旨

次の要件をいずれも満たすものでなければならないこと。

- ア 利用者が利用する病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施する

350

改 正 後	現 行
<p>10 集中支援加算について</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は計画決定月及びモニクリング対象月以外の業務について、月2回以上の居宅等への訪問による面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、関係機関が開催する会議へ参加した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>ただし、当該加算は、緊急的、臨時の取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることに留意すること。</p> <p>(2) 算定にあたっての留意事項</p> <p>計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)の「計画相談支援対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。</p> <p>計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(2)の「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者や家族も</p>	<p>ものであるから、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。</p> <p>イ 連携先と面談するに当たっては、当該利用者やその家族等も出席するよう努めること。</p> <p>(2) 算定にあたっての留意事項</p> <p>当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。</p> <p>(3) 手続</p> <p>第4の7の(3)の規定を準用する。</p> <p>(新設)</p>

351

改 正 後	現 行
<p>出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。</p> <p>計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(3)の「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院、企業、地方自治体等をいう。</p> <p>なお、福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。</p> <p>また、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。</p> <p>(3) 手続</p> <p>① 計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)を算定する場合は、第四の8(3)の②の規定を準用する。</p> <p>② 計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(2)を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合には、提出しなければならない。</p> <p>③ 計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(3)を算定する場合は、第四の8(3)の③の規定を準用する。</p> <p>11 サービス担当者会議実施加算の取扱いについて</p> <p>10 サービス担当者会議実施加算の取扱いについて</p>	

352

改 正 後	現 行
<p>(3) 手続 <u>第四の10 (3) の②の規定を準用する。</u></p> <p><u>12 サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</u></p>	<p>(1) 趣旨 継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項 サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。</p> <p>(3) 手続 サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合には、提出しなければならない。</p> <p><u>11 サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨 継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳</p>

353

改 正 後	現 行
<p><u>13 行動障害支援体制加算の取扱いについて</u></p>	<p>細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。 なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。 ア 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況 イ サービス提供時の計画相談支援対象障害者等の状況 ウ その他必要な事項</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項 1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件を限度とし、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。</p> <p>(3) 手続 (1)における記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合には、提出しなければならない。</p> <p><u>12 行動障害支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨 当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援助従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</p>

354

改 正 後	現 行
<p><u>14 要医療児者支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(2) 手続</p>	<p>なお、強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p>(2) 手続</p> <p>この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p> <p><u>13 要医療児者支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</p> <p>ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記2-10に定める医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p>

355

改 正 後	現 行
<p>第4の<u>13</u>の（2）の規定を準用する。</p> <p><u>15 精神障害者支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p><u>16 ピアサポート体制加算</u></p>	<p>(2) 手続</p> <p>第4の<u>12</u>の（2）の規定を準用する。</p> <p><u>14 精神障害者支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。</p> <p>ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記2-21に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p>(2) 手続</p> <p>第4の<u>12</u>の（2）の規定を準用する。</p>

356

改 正 後	現 行
<p>計画相談支援報酬告示15のピアサポート体制加算については、第二の3の（7）の④の規定を準用する。この場合において「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と、「サービス管理責任者又は地域生活支援員として」とあるのは、「相談支援専門員又はその他指定計画相談支援に」と、「指定計画相談支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援助事業所」と、「都道府県が」とあるのは、「市町村が」と、「都道府県へ」とあるのは、「市町村へ」と読み替えるものとする。</p> <p><u>17 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>15 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に利用者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。</p>

357

改 正 後	現 行
<p><u>18 地域体制強化共同支援加算</u></p>	<p>また、当該加算は、他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものであること。</p> <p>なお、指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。</p> <p>(3) 手続</p> <p>当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合には提出しなければならない。</p> <p><u>16 地域体制強化共同支援加算</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な</p>

358

改 正 後	現 行
	<p>運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に加算するものである。</p> <p>なお、当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。</p> <p>なお、協議会等への報告の内容については、別途定めるものとする。</p> <p>(3) 手続</p> <p>当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>